

武蔵野市の休日診療における機能分化について

これまで、本市の救急医療体制については、二次救急指定医療機関が初期救急機能も担っていたが、今後については、以下のとおり初期救急を武蔵野市医師会の診療所が担うこととし、初期救急・二次救急・三次救急の役割を整理する。この機能分化については、東京都が推進する「救急医療の東京ルール」と整合性を図りながら、市民や関係機関への周知を徹底していく。

【武蔵野市の救急医療体制イメージ図】

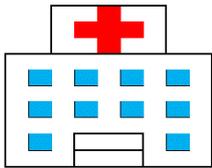


三次救急

※生命危機が切迫している重傷・重篤患者に対する医療を確保

武蔵野赤十字病院

*小児科については、武蔵野赤十字病院が二次救急医療機関となる。



二次救急

※入院を要する中・重症患者に対する医療を確保

二次救急指定医療機関 (5病院)



初期救急

※入院を必要としない急病患者に対する医療を確保

武蔵野市医師会所属 診療所による休日診療 (○診療所)

※については、東京都の救急医療体制（東京都福祉保健局ホームページ）参照

【参考】救急医療体制の東京ルール

救急医療体制の更なる充実強化に向けて、従来からの搬送先医療機関選定の仕組みに加え、選定に時間を要する事案を対象として、医療機関への迅速な受け入れ態勢を確保する。

ルールⅠ 救急患者の迅速な受け入れ

救急患者を迅速に医療の管理下に置くため、地域の救急医療機関が相互に協力・連携して救急患者を受け入れる。（すでに平成21年8月から運用）

ルールⅡ トリアージの実施

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を、救急の様々な場面に実施する。

ルールⅢ 都民の理解と参画

都民は自らのセーフティネットである救急医療が重要な社会資源であることを認識し、救急医療を守るため、適切な利用を心がける。